



REDDIE & GROSE BRIEFING NOTE

パテントボックス制度：技術革新による利益について法人税率を軽減する優遇制度

概要

英国政府は、特許権その他の適格知的財産権により保護された商的製品商品またはサービスから得られる収入について、企業が支払う法人税の軽減を計画しています。この新税制は「パテントボックス制度」と呼ばれ、2012年財政法の成立により2013年4月から施行されることになっています。

この新税制を最大限に活用するため、英国子会社をもつ国際企業は当地で十分な特許保護を確保しておく必要があります。つまり、英国子会社の知的財産権（IP）戦略を見直し、英国での課税対象販売益が適格な権利に帰属するといえるようにしておくことが重要なのです。英国子会社に対して、販売する製品やサービスに関連する特許の出願ないし維持を奨励することにより、収益を拡大できる可能性があります。

この税法は2013年4月まで発効しませんが、各企業はその潜在的影響について今から検討を始めるべきです。この新税制では、英国知的財産庁から取得した特許とその他の欧州域内各特許庁から取得した特許が共に適格ですが、英国特許は低コストで取得に要する期間も短く、パテントボックス制度の利用手段として有利に活用することができます。

パテントボックス制度とは？

もともと2009年の予算編成方針で発表され、2012年7月17日の2012年財政法成立により法制化されたパテントボックスは、適格特許権およびその他の適格知的財産権に帰属する全世界での利益について法人税率を軽減する政府の税制改革です。2013年4月1日付で発効するこの制度の下では、パテントボックスに入る法人所得については税率が10%になります。2013年4月に支払うべき法人税の標準税率が23%であるのに比べ、大幅な軽減です。

パテントボックスに入る利益とは？

10%の税率が適用される利益は、企業の営業総利益のうち適格知的財産権に帰属する部分として算定されます。この利益は、次のカテゴリーのいずれかに該当する収入に由来する可能性が高いと思われます。

- 1 – 保護対象（特許取得済みなど）の品目または保護対象品目を組み込んだ製品の販売収入
- 2 – ライセンス料およびロイヤルティに由来する収入
- 3 – 適格知的財産権の売却または処分による収入
- 4 – 適格知的財産権の侵害で告発された他者から得る収入（裁判所が命じた損害賠償など）

5- 保護対象の工程やサービスの使用に対する「想定上の独立企業間ロイヤルティ」として特定できる収入。例えば、特許を付与された工程を用いて、ある企業が製品を生産している場合、パテントボックスに入る収入は当該工程の使用に対する想定上のロイヤルティになります。

適格知的財産権に由来する利益を特定したら、そのうちマーケティングによるものと通常所得に該当するもの（特定通常経費の10%と想定）の割合を特定するための評価を行います。これらを控除した後の残りの利益が、税率10%の適用対象です（その他の利益には全て、標準法人税率が適用されます。）

この制度は、2013年4月1日から段階的に適用されます。企業は、特許登録された発明に由来する利益について、該当する年度の割合を適用する必要があります。各会計年度の割合は以下の通りです。

2013年4月1日から2014年3月31日まで60%

2014年4月1日から2015年3月31日まで70%

2015年4月1日から2016年3月31日まで80%

2016年4月1日から2017年3月31日まで90%

2017年4月1日以降100%

適格権利とは？

軽減税率の恩恵を享受するためには、英国企業は適格な特許ないし知的財産権を有していなければなりません。現在、パテントボックスの適用が確認されているのは、英国知的財産庁、欧州特許庁、並びに欧州域内諸国（オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スウェーデンなど）の特許庁が付与した特許権によって保護された製品ないしサービスです。パテントボックスの税率は、特許だけでなく、他の適格知的財産権（補完的保護証書により認められた薬品に対する権利、植物品種権、医薬品に対する一定の規制上のデータ保護権、医薬品や動物用医薬品の製造販売承認など）により保護された製品にも適用されます。

通常の製造や開発により生み出される利益や、ブランド力やマーケティングによる利益は、パテントボックスから故意に排除除外されています。つまり、製品の出所表示となる商標や製品の外観保護を行う意匠権は、適格権利から意図的に外されているわけです。

その他の条件は？

パテントボックス制度は主として、英国法人税を支払う企業における革新を奨励し、革新に報いることを意図しています。従って、企業はパテントボックス適格となるための「開発条件」を満たさなければなりません。つまり、「適格知的財産権」に関連して「適格開発」を行わなければならないということです。法律では、発明品を創造したり

発明品の創造に多大な貢献をしたりしている企業は、ある権利に関連して「適格開発」を行っていることになるとしています。従って、パテントボックス制度の恩恵を直接受けるのは、新たな製品や工程を開発し、それらの製品や工程に関して適格知的財産権（英国特許権など）を取得する企業ということになります。

とはいえ、知的財産権のバイ・インやライセンス・インをする企業はパテントボックスの恩恵を受けられないかという点、必ずしもそうではありません。パテントボックス税制では、発明品や発明品を組み込んだ品目ないし工程を開発する目的で相当量の活動を行う企業も「適格開発」の実施企業であると規定しています。これには明らかに、発明の使用法や応用法の開発も含まれます。

ライセンス・インした知的財産を使用する企業は、適格知的財産権の全国的な専用実施権を有している場合に限って、パテントボックスの恩恵に浴することができます。この専用実施権には、権利所有者やその他何人の同意を得ることもなく権利侵害者を提訴できる権利と、侵害について損害賠償が認められた場合はその全部もしくは過半を受け取る権利が含まれていなければなりません。

「開発条件」に加え、「積極的オーナーシップ条件」というものもあります。ただしこれは、その企業が企業グループの一員で、同グループの他のメンバー企業が上記の「適格開発」を行っている場合にのみ適用されます。

特許範囲はパテントボックスに影響するか？

権利保護の範囲は、その権利によって保護された製品（またはその権利のライセンス、売却等）に利益が帰属する限り、パテントボックスに影響を及ぼすことはなさそうです。

特許出願中の場合は、パテントボックスが適用されるか？

パテントボックス制度の適用対象は、既に付与された権利に帰属する利益に限られています。ただし、出願中の場合は取得年に遡及的適用による還付を認めることが提案されています。提案では、出願中の知的財産権に帰属する利益への遡及的適用を、権利取得から遡って最高6年間認めるとしています。

パテントボックスのコストは？

パテントボックスの利用者は適格権利を保持している必要がありますから、そうした権利がまだ無い場合は、それを確保するための予算が必要になります。さらに、パテントボックス対象所得の申告準備に、少なくとも当初はある程度の会計コストがかかると考えられます。例えば、適正な通常所得の計算には助言が必要でしょうし、独立企業間ロイヤルティの適用が必要ならば妥当なロイヤルティの算定に多少の経費がかかる可能性があります。また、そもそもパテントボックス制度が自社にとって有利かどうかにつき、税務顧問の助言を仰ぎたいという企業もあるでしょう。

今すべきことは？

今は、自社事業にパテントボックスが適用可能かどうか、適格権利の確保に必要なステ

ップはあるかを検討すべき時です。以下に挙げる検討項目をご参考ください。

a) 新製品を定期的に出すような企業であれば、発売する各新製品について適格権利の取得を検討すべきです。そうすることで、パテントボックスに入って10%の法人税率の適用対象となる利益の割合が漸次拡大していくからです。

b) 英国特許は（比較的 low 額の維持年金を支払えば）最高20年間有効です。特許で保護された製品からの収入はその特許の有効期間中はパテントボックス適用対象ですから、税務上の有利だけにしても、おそらく英国特許を保持し維持していく経済的メリットはあるでしょう。

c) 国際特許による保護を求めようとする、商業的重要性が高いと思われる製品や工程に保護対象に限られるというのがデメリットになりかねません。パテントボックス制度の導入で意思決定プロセスに新たな要因が加わり、今後は、英国での出願件数を増やすことが企業にとって有益になる可能性があります。

d) 欧州特許による保護が望ましければ、欧州での出願を英国国内の出願と連係して進めることができます。英国での出願を比較的狭い保護範囲に絞れば、パテントボックス適格特許が速やかに付与されて減税を早い段階で受けられる可能性があります。一方、欧州での出願では、保護請求範囲を比較的広くするというオプションを温存することができます。

e) 今は、コスト繰延のために審査を出来る限り先延ばしするのではなく、早期審査と願わくば特許の早期取得を期して、英国特許の当初出願について調査・審査請求することをお勧めします。

英国特許の出願

a) 製品について国際特許による保護を得ようとするコストが高くつく可能性がありますが、英国での特許保護請求は比較的 low コストで出来ます。英国知的財産庁への英国特許出願では、公的手数料は総額わずか250ポンド。出願書類の長さや請求件数によって公的手数料が課されることはありません。

b) 欧州特許庁の特許は出願から取得までに6~7年かかることが珍しくありませんが、英国知的財産庁ではたいてい出願から4年以内で特許が付与され、出願者が適切な手続を踏めばさらに短期間で取得が可能です。このことから、パテントボックスの利用資格を迅速に得るために英国と欧州の両方で権利取得を目指すのが賢明かもしれません。

c) 英国知的財産庁は、新規出願案件の審査では出願者寄りのアプローチを採るのが通常です。同庁の進歩性要件は欧州特許庁のものとは比べて緩い傾向があり、母国語での審査であることから、請求項の表現の明確性や意味について異議を申立てることが少ないのです。

今こそ行動すべき時

パテントボックス制度は2013年4月1日付で発効します。今こそ、新製品を保護し、その製品から得られる収入がパテントボックス適格となるようにすることを検討すべき時です。

詳細情報

詳しい情報は、英国歳入関税庁のウェブサイト（下記）でご覧になれます。

<http://www.hmrc.gov.uk/ct/forms-rates/claims/patent-box.htm>

この一般的ブリーフィングノートは法律上や税務上の事項に関する助言を意図したものではない点にご注意ください。税制上の措置の詳細については、税理士または税務顧問にお尋ねください。IP戦略について詳細情報をお求めの場合は、Reddie & Grose LLPの貴社担当窓口までお問い合わせください

Reddie & Grose

London: 16 Theobalds Road, London WC1X 8PL

Tel: 020 7242 0901 **Fax:** 020 7242 3290

Cambridge: Clarendon House, Clarendon Road, Cambridge CB2 8FH.

Tel: 01223 360350 **Fax:** 01223 360280